

公益財団法人群馬健康医学振興会

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

公益財団法人群馬健康医学振興会定款第12条及び第27条の規定により、理事、監事及び評議員の報酬は、無報酬とする。

<定款抜粋>

第4章 評議員

(報酬等)

第12条 評議員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

第6章 役員

(報酬等)

第27条 役員は、無報酬とする。